１　令和8年9月の雇用失業情勢について

（職業安定部　職業安定課）

有効求人数	35,591 人	対前月比　0.4%増加（５か月連続の増加）
有効求職者数	34,601 人	対前月比　0.8%減少（３か月ぶりの減少）
有効求人倍率	1.03 倍	前月より 0.01 ポイント増加

※ 数値は季節調整値

２　11月は「過労死等防止啓発月間」です

（労働基準部　監督課）

過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等をなくすため、シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。

３　労働保険未手続事業一掃強化期間について

（総務部　労働保険徴収室）

毎年１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。関係機関や関係団体を通じて、労働保険に未加入と思われる事業所に対して集中的に加入勧奨を行います。

厚生労働省
鹿児島労働局

Press Release

鹿児島労働局発表
令和8年10月30日(金)

鹿児島労働局　職業安定部
職業安定課長　前野　里美
地方労働市場情報官　佐藤　克己
TEL.　099（219）8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和8年9月分)の概要について

～有効求人倍率は、1．03倍で、前月を0．01P上回った～

9月の概要

求人が減少している中で、求職は横ばいである。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

・有効求人倍率(季節調整値)　**1．03倍**　**前月より0.01ポイント増加**

・全国では40番目。九州では、佐賀県、熊本県、宮崎県、大分県、福岡県、長崎県に次ぎ7番目。

・〔全国〕 有効求人倍率(季節調整値)　1．19倍　　前月より0.01ポイント増加

・有効求人数(季節調整値)　**35，591人**　**前月より0.4%増加(5か月連続の増加)**

・有効求職者数(季節調整値) **34，601人**　**前月より0.8%減少(3か月ぶりの減少)**

・就業地別有効求人倍率(季節調整値)1．09倍　　前月と同水準

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

・新規求人倍率(季節調整値)　**1．84倍**　**前月より0.02ポイント増加(2か月ぶりの増加)**

・新規求人数(原数値)　**11，207人**　**前年同月より2.5%減少(9か月連続の減少)**

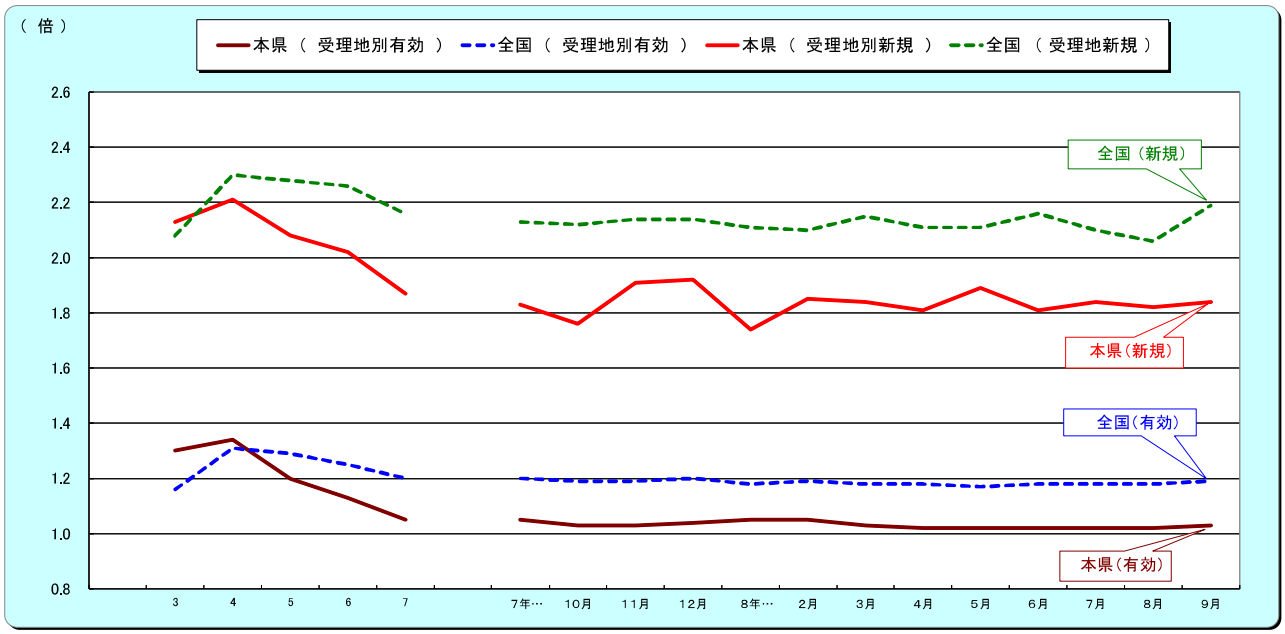
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・建設業(0.5%増)、製造業(4.2%増)、運輸業、郵便業(11.8%増)
宿泊業、飲食サービス業(36.3%増)、サービス業(他に分類されないもの)(12.6%増)

減少した業種・・・卸売業、小売業(17.4%減)、医療、福祉(7.1%減)

・新規求職申込件数(原数値　**6，364人**　**前年同月より2.2%減少(4か月ぶりの減少)**

1．求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



求人倍率			3	4	5	6	7
有効	受理地別	本県	1.30	1.34	1.20	1.13	1.05
		全国	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20
	就業地別	本県	1.36	1.43	1.30	1.23	1.14
新規	受理地別	本県	2.13	2.21	2.08	2.02	1.87
		全国	2.08	2.30	2.28	2.26	2.16
	就業地別	本県	2.24	2.36	2.25	2.20	2.02

7年9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1.05	1.03	1.03	1.04	1.05	1.05	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.03
1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.19
1.13	1.10	1.11	1.12	1.12	1.12	1.09	1.08	1.08	1.09	1.08	1.09	1.09
1.83	1.76	1.91	1.92	1.74	1.85	1.84	1.81	1.89	1.81	1.84	1.82	1.84
2.13	2.12	2.14	2.14	2.11	2.10	2.15	2.11	2.11	2.16	2.10	2.06	2.19
1.92	1.94	2.05	2.00	1.86	1.95	1.95	1.90	2.00	2.01	1.92	1.96	1.92

*7年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2．求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数が9か月連続で前年同月を下回り、有効求人数が43か月連続で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度（月平均）		令和8年 6月		7月		8月		9月	
新規求人数 ※	12,439	▲ 6.2	11,763	▲0.0	12,628	▲ 2.4	11,361	▲ 1.9	11,207	▲ 2.5
D 建設業	1,251	▲ 7.8	1,475	1.1	1,171	▲ 7.1	1,042	▲ 6.3	1,328	0.5
E 製造業	989	▲ 3.2	898	▲ 4.6	1,233	7.9	1,025	18.2	987	4.2
H 運輸業、郵便業	494	▲ 8.6	568	19.3	419	▲ 15.4	523	▲ 5.9	520	11.8
I 卸売業、小売業	1,522	▲ 14.3	1,279	▲ 16.9	1,544	11.8	1,478	▲ 14.4	1,179	▲ 17.4
M 宿泊業、飲食サービス業	645	▲ 19.2	494	6.5	547	▲ 8.2	787	▲ 6.2	499	36.3
P 医療、福祉	4,339	▲ 3.3	4,127	▲ 0.5	4,366	▲ 1.1	4,090	▲ 1.6	3,885	▲ 7.1
R サービス業(他に分類されないもの)	1,234	▲ 0.5	1,156	6.9	1,380	▲ 10.7	1,145	10.7	1,105	12.6
有効求人数	35,764	▲ 6.9	34,069	▲ 4.3	34,320	▲ 3.1	33,917	▲ 1.5	33,705	▲ 2.1

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数が4か月ぶりで前年同月を下回り、有効求職者数が10か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度 (月平均)		令和8年 6月		7月		8月		9月	
新規求職申込件数	6,641	1.0	6,617	2.4	6,464	2.0	6,061	8.7	6,364	▲ 2.2
44歳以下	2,759	▲ 4.2	2,739	0.4	2,700	3.2	2,587	4.4	2,764	▲ 4.1
うち34歳以下	1,578	▲ 4.5	1,502	▲ 3.7	1,629	6.7	1,497	2.3	1,550	▲ 4.6
45歳以上	3,882	5.0	3,878	3.8	3,764	1.2	3,474	12.2	3,600	▲ 0.7
うち55歳以上	2,619	6.7	2,641	6.8	2,544	▲ 0.4	2,260	15.0	2,402	▲ 1.3
うち65歳以上	1,286	10.6	1,298	13.2	1,234	▲ 4.4	1,068	14.7	1,130	▲ 7.6
雇用保険受給資格決定件数	1,823	1.0	1,883	3.3	1,697	0.1	1,507	▲ 6.5	1,550	▲ 9.6
有効求職者数	33,917	▲ 0.5	35,676	0.9	35,002	1.4	34,558	2.9	34,393	0.8
44歳以下	14,430	▲ 2.1	14,480	▲ 3.1	14,378	▲ 2.5	14,359	▲ 1.3	14,409	▲ 3.3
うち34歳以下	8,281	▲ 3.3	8,268	▲ 4.0	8,235	▲ 2.8	8,331	▲ 1.6	8,327	▲ 3.1
45歳以上	19,492	0.9	21,196	3.9	20,624	4.3	20,199	6.2	19,984	4.0
うち55歳以上	12,848	1.0	14,290	4.8	13,751	5.4	13,392	7.7	13,195	5.3
うち65歳以上	5,451	2.7	6,548	8.8	5,851	8.7	5,569	10.8	5,383	4.1
雇用保険受給者実人員	6,792	4.2	8,200	24.0	7,965	2.4	7,573	▲ 1.6	7,345	▲ 8.1

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

在職求職者が4か月連続、無業求職者が4か月連続で前年同月を上回った一方、離職求職者が4か月ぶりで前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度 (月平均)		令和8年 6月		7月		8月		9月	
新規求職申込件数	6,593	0.9	6,503	2.2	6,419	2.7	6,017	8.8	6,336	▲ 2.1
在職求職者	1,824	3.8	1,696	1.4	1,706	5.6	1,690	17.3	1,735	6.4
離職求職者	4,107	▲ 0.4	4,108	1.8	4,045	0.5	3,650	3.0	3,857	▲ 6.4
うち事業主都合	780	▲ 6.0	862	15.5	794	1.1	650	9.6	706	9.6
うち自己都合	3,083	0.4	3,016	▲ 2.4	3,036	1.4	2,827	1.7	2,948	▲ 9.3
無業求職者	662	2.0	699	6.4	668	10.0	677	23.8	744	3.2

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、全ての年齢層で前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和7年度（月平均）		令和8年 6月		令和8年 7月		令和8年 8月		令和8年 9月	
就職件数	2,100	▲ 4.1	2,046	▲ 5.5	2,046	▲ 5.3	1,732	6.5	1,920	▲ 5.0
44歳以下	898	▲ 10.3	931	▲ 5.1	891	▲ 5.5	729	1.4	837	▲ 6.6
うち34歳以下	482	▲ 11.0	512	▲ 5.5	455	▲ 11.7	389	▲ 2.5	453	▲ 1.9
45歳以上	1,202	1.1	1,115	▲ 5.7	1,155	▲ 5.1	1,003	10.5	1,083	▲ 3.7
うち55歳以上	718	3.5	648	▲ 6.6	676	▲ 7.1	570	7.5	642	▲ 4.6
うち65歳以上	275	11.5	228	▲ 16.5	251	▲ 14.9	225	7.1	232	▲ 14.1
雇用保険受給者	596	▲ 6.9	684	▲ 2.7	662	▲ 0.3	545	11.2	595	▲ 12.5

5.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月を0.01P下回った。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和7年度（月平均）		令和8年 6月		令和8年 7月		令和8年 8月		令和8年 9月	
正社員新規求人数	6,585	▲ 4.3	6,568	0.5	6,810	▲ 0.7	6,117	▲ 2.5	6,399	▲ 0.4
新規求人数に占める割合	52.9%	1.0	55.8%	0.3	53.9%	0.9	53.8%	▲ 0.4	57.1%	1.2
正社員有効求人倍率	**1.05**	**▲ 0.02**	**1.01**	**▲ 0.01**	**1.01**	**▲ 0.02**	**1.01**	**▲ 0.02**	**1.01**	**▲ 0.01**
全　国	1.01	▲ 0.01	0.96	▲ 0.02	0.98	▲ 0.02	0.99	0.00	1.00	0.00
正社員有効求人数	19,238	▲ 4.7	18,842	▲ 2.7	18,919	▲ 2.2	18,725	▲ 1.5	18,779	▲ 1.3
有効求人数に占める割合	53.8%	1.3	55.3%	0.9	55.1%	0.5	55.2%	0.0	55.7%	0.4
正社員有効求職者数(※)	18,410	▲ 2.2	18,724	▲ 1.7	18,700	▲ 0.4	18,620	0.6	18,618	▲ 0.4
有効求職者に占める割合	54.3%	▲ 0.9	52.5%	▲ 1.4	53.4%	▲ 1.0	53.9%	▲ 1.2	54.1%	▲ 0.7

(※)正社員有効求職者数・・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6.令和8年度　鹿児島労働局　安定所別　有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和7年9月	0.99	1.54	0.85	0.87	1.27	0.92	1.01	1.02	0.85	1.26	1.16	0.90	0.92	1.01
10月	1.00	1.60	0.85	0.90	1.28	0.92	0.98	1.09	0.84	1.31	1.04	0.85	0.93	1.01
11月	1.02	1.73	0.87	0.86	1.33	0.97	0.93	1.08	0.85	1.37	1.11	0.88	0.91	1.03
12月	1.10	1.74	0.90	0.90	1.66	1.04	0.95	1.10	0.99	1.55	1.18	0.93	0.97	1.13
令和8年1月	1.14	1.82	0.88	1.00	1.49	1.01	0.90	1.12	1.05	1.19	1.20	0.92	0.94	1.12
2月	1.17	1.65	0.94	0.98	1.44	0.98	0.92	1.08	1.13	1.18	1.17	1.06	0.94	1.13
3月	1.11	1.65	0.92	1.04	1.20	0.97	0.89	1.09	1.09	1.21	1.19	1.09	0.93	1.09
4月	1.01	1.54	0.85	0.89	1.09	0.92	0.75	0.97	1.02	1.14	1.18	0.93	0.88	1.00
5月	0.98	1.42	0.86	0.86	1.01	0.87	0.76	0.95	0.92	1.05	1.13	0.81	0.88	0.96
6月	0.98	1.28	0.86	0.83	1.04	0.86	0.81	0.96	0.96	0.99	1.12	0.74	0.90	0.95
7月	0.99	1.27	0.90	0.93	1.05	0.91	0.87	1.01	0.96	1.00	1.17	0.85	0.88	0.98
8月	0.99	1.31	0.89	0.97	1.09	0.91	0.91	0.98	0.95	1.00	1.11	0.88	0.90	0.98
9月	1.00	1.45	0.90	0.95	1.02	0.92	0.87	0.94	0.94	1.02	1.10	0.88	0.87	0.98

〈 用 語 の 解 説 〉

○新規求人数・・・・・・ ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。

○有効求人数・・・・・・ 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。

○新規求職申込件数・・・・・・ ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数（オンライン登録者）の合計。

○有効求職者数・・・・・・ 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。

○求 人 倍 率 ・・・・・・ 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。

⇒新規求人倍率・・・ 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」（新規オンライン登録者を含む）。

⇒有効求人倍率・・・ 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」（月間オンライン登録者を含む）。

⇒正社員有効求人倍率・・ 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」（月間オンライン登録者を含む）。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

○季節調整値・・・・・ １年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
※ 毎年１回（１月分公表時に）季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。

○原 数 値 ・・・・・ 実際の数値（季節調整前の数値）。

○就 職 件 数 ・・・・・ ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。

○一 般・・・・・ パートタイム以外のものをいう。

○パ ー ト・・・・・ パートタイムの略。１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。

○常 用・・・・・ 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）。

○正 社 員・・・・・ パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

（注） ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

厚生労働省
鹿児島労働局

Press Release

令和８年 10 月 30 日（金）
【照会先】
鹿児島労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　　塩原 將由
主任監察監督官　　高井 浩二
（直通電話）099-223-8277

報道関係者　各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、管内の周知・啓発を目的として、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を実施するほか、過重労働解消キャンペーンとして、「労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換」を実施いたします。また、長時間労働の是正や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を行います。

「過労死**等**」とは･･･業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又は、死亡に至らないこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【主な取組】

1　「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。

・日　時：　**令和８年 11 月 18 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分**
・会　場：　**ＴＫＰガーデンシティ鹿児島中央　３Ｆ薩摩ホール**

無料でどなたでも参加できます。事前に下記からお申し込みください。
【専用ホームページ】https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

2　「労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換」の実施

長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる、セイコー運輸株式会社（鹿児島市）を「ベストプラクティス企業」と位置付けて、鹿児島労働局長（永野　和則）が企業訪問を行い、積極的な取組事例を収集・紹介します。

・日　時：　令和８年 11 月 25 日（水）10 時 00 分～
・会　場：　セイコー運輸株式会社　会議室（鹿児島市谷山港 2-5-32）

※当日の取材をご希望の場合は、11 月 17 日（火）17 時 00 分までに、下記へご連絡の上、代表者・人数等をお知らせください。
℡　099-223-8277（鹿児島労働局労働基準部監督課　担当：高井）
上記企業に対する個別のお問い合わせはご遠慮ください。

別　紙

■「過重労働解消キャンペーン」概要■

１　労使の主体的な取組を促します。

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、鹿児島労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、傘下の企業等において長時間労働削減に向けた取組等が実施されるよう協力要請を行います。

２　労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します。

鹿児島労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、ホームページなどを通じて紹介します。

３　長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を行います。

４　過重労働相談受付集中期間を設定します。

11 月１日（日）から 11 月７日（土）を過重労働相談受付集中期間とし、労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます（※）。

また、「労働条件相談ほっとライン」では、集中期間以外の期間においても監督署等が閉庁している平日夜間・土日祝日において、労働相談が可能となっております。平日 17：00～22：00、土日祝日 9：00～21：00 に相談をお受けします。

※11 月１日（日）、３日（火：祝日）は、「労働条件相談ほっとライン」のみの受付となります。

５　特別労働相談を実施します。

11 月７日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

（１）過重労働解消相談ダイヤル

［電話番号］：０１２０（７９４）７１３

（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

令和８年 11 月７日（土）９：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

（２）労働条件相談ほっとライン【委託事業】

［電話番号］：０１２０（８１１）６１０

（フリーダイヤル　はい！労働）

６　過重労働解消のためのセミナーを開催します。

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11 月～12 月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

【専用ホームページ】https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

別　紙

鹿児島労働局におけるベストプラクティス企業との意見交換の状況

１　ベストプラクティス企業との意見交換

毎年 11 月の過重労働解消キャンペーンの一環として、長時間労働削減に積極的に取り組む県内企業と鹿児島労働局長が意見交換を行っております。これは、過重労働解消に向けた機運の醸成を図るため、取引先と協力して長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる県内企業の取組事例を収集するとともに、県内に幅広く紹介することを目的としており、今年度は労働局長が企業を訪問し、当該企業と意見交換を行います。

２　令和８年度ベストプラクティス企業への企業訪問

企　業　名

セイコー運輸株式会社（鹿児島市　運輸業　従業員数 170 名）

取 組 内 容

・ホワイト物流の宣言により女性や高齢者も働きやすい労働環境を構築、働きやすい職場認証の取得により法令順守や労働時間、心身の健康を推進
・フェリー活用やリレー輸送の導入により遠距離便にて運行時間縮減や日帰り運行へのシフト
・荷積方法を荷主との協力のもとパレット化等に変更し作業時間を短縮
・クラウド型の勤怠管理を導入し、労働時間の見える化や運転日報等の自動作成で事務を効率化
・年次有給休暇の申請方法をスマートフォンアプリに切り替え、取得率を向上

等

３　過去の実績

○ 平成 28 年度

株式会社プロゴワス（鹿児島市・印刷業・従業員数 68 名）

・ 平成 28 年 11 月 11 日に訪問にて意見交換実施

○ 平成 29 年度

株式会社現場サポート（鹿児島市・システム開発業・従業員数 39 名）

・ 平成 29 年 11 月 13 日に訪問にて意見交換実施

○ 平成 30 年度

町田酒造株式会社（大島郡龍郷町・黒糖焼酎製造業・従業員数 52 名）

・ 平成 30 年 11 月 15 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和元年度

富士ゼロックス鹿児島株式会社（鹿児島市・OA 機器販売・従業員数 131 名）

・ 令和元年 11 月 20 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和３年度

株式会社トヨタ車体研究所（霧島市　車体部品の設計等　従業員数 351 名）

・ 令和３年 11 月５日に訪問にて意見交換実施

○ 令和４年度

南生建設株式会社（鹿児島市　建設業　従業員数 132 名）

・ 令和４年 11 月 20 日に訪問にて意見交換実施

別　紙

○ 令和５年度

株式会社渡辺組（鹿児島市　建設業　従業員数 153 名）

・ 令和５年 11 月 20 日に鹿児島労働局にて意見交換会実施

○ 令和６年度

ヤマグチ株式会社（霧島市　建設業　従業員数 115 名）

・ 令和６年 11 月 21 日に訪問にて意見交換実施

○ 令和７年度

鹿児島製茶株式会社（鹿児島市　その他の食料品製造業　従業員数 131 名）

・ 令和７年 11 月 21 日に訪問にて意見交換実施

詳細は下記の URL からご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0607-2/2021-1115-1.html

鹿児島
会場

毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時 2026.
11月18日(水)
13:30～15:30（受付13:00～）

会場
TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
（鹿児島市中央町26-1 南国アネックスビル）

◎お申込み・特設ホームページはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省
後援：鹿児島県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

鹿児島会場

プログラム

［主催者挨拶］　鹿児島労働局労働基準部監督課

［基調講演］

「産業医としてできること、やってきたこと
～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」
原島 浩一 氏（原島産業医事務所代表）

［企業による事例紹介］

「わが社における働き方改革への取り組みについて」
鹿児島製茶株式会社

［過労死ご遺族による体験談発表］

原島 浩一 氏



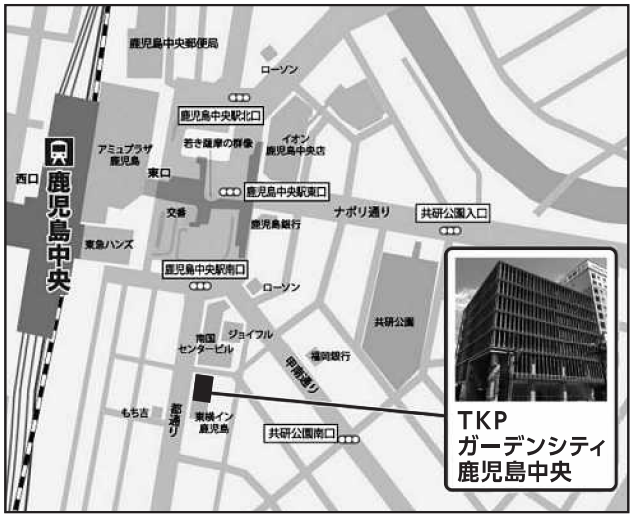
原島産業医事務所代表
労働衛生コンサルタント
認定産業医

群馬大学医学部および群馬大学大学院卒業後、放射線腫瘍医として癌の治療に従事。
2007年から自動車製造業の専属産業医を経て、現在は10数社の嘱託産業医を務める。

会場のご案内

TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール（鹿児島市中央町26-1 南国アネックスビル）

・JR鹿児島本線「鹿児島中央駅」東口より徒歩約3分
※会場には駐車場がございませんので、公共交通機関を使ってお越しください。



参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□ 経営者　□ 会社員　□ 公務員　□ 団体職員　□ 教職員　□ 医療関係者　□ 弁護士
□ 社会保険労務士　□ パート・アルバイト　□ 学生　□ 過労死等の当事者・家族
□ その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17：00～22：00　土・日／10：00～16：00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17：00～22：00
土・日 10：00～16：00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料　過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

もう、知らなかったじゃ済まされない

全52回
参加費無料

過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです
☑事業主の方 ☑管理職の方 ☑企業の人事・労務担当者の方



過重労働防止に関する**基本ルール**や**裁判例**、**企業の取り組み事例**など、
明日から使える実務知識を**わかりやすく解説**します。

開催日程
2026年10月~2026年12月
詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法
会場開催:47都道府県で各1回開催
1回120分~150分(休憩10分)
※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。
オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)

特別企画
業務効率化セミナー
オンライン開催:2回
企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

【鹿児島会場】:
令和8年12月16日(水) 14:00~16:30 宝山ホール(鹿児島県文化センター)3階 第4会議室

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou
過重労働解消セミナー 検索

厚生労働省
令和8年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

<業務受託> 佐川印刷株式会社
〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル1階
TEL:050-5574-5071(平日9~12時、13~17時受付)
MAIL:shuugyou@spcom.co.jp

過重労働解消のためのセミナーとは…

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインのポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を解説します。

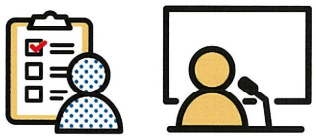
\わかりやすく/

マンガで判例を紹介!!

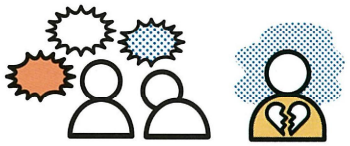


セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、**「実践的に使える知識」**を提供します。



法令、ガイドライン等のポイント解説



過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例



過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催（47都道府県）＋ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省
鹿児島労働局

Press Release

令和８年 10 月 30 日（金）

【照会先】
鹿児島労働局総務部労働保険徴収室
室　　長　　三角　裕二
室長補佐　　池濱　輝生

報道関係者　各位

11 月は、「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省では、毎年 11 月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定めて、労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に未加入と思われる事業場に対して、集中的に加入勧奨を行う予定です。

周知活動に当たっては、関係機関や関係団体を通じた周知や広報誌等への掲載を依頼し、併せて、当局の職員や「労働保険未手続事業一掃」の事業を受託した団体の構成員が直接事業場を訪問し、加入勧奨を行います。

中小事業場の場合、労働保険事務組合※を通じて労働保険に加入することで、事業主やそのご家族の方も、労災保険に加入することができる「第１種特別加入制度」もあります。さらに、一人親方などの個人事業主も労災保険に加入できる、第２種特別加入制度もあります。

※　労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体とのことです。
労働保険事務組合・・・県内１１７ヶ所（商工会や各業種団体、社会保険労務士）
労働保険第二種団体・　県内５２ヶ所

１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険徴収室

労働保険は
労災保険（労働者災害補償保険）と
雇用保険を総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません(5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く)。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」
「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」
「設立準備が忙しくて忘れてた」

など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任です。

まだ加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方は、速やかに手続をお願いします。



加入手続を怠っていると

1　遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
2　労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は 一部を徴収することがあります。
3　事業主の方のための助成金が受けられません。

労働保険の各種手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。
電子申請の詳しい内容については、e－Gov電子申請のページ
（https://www.e-gov.go.jp）又は厚生労働省HPをご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合(商工会等)に委託して行うことも可能です。

【労働保険事務組合に委託した場合】

1　事業主自身の事務処理が軽減されます。
2　保険料の額に関わらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
3　事業主及び家族労働者も労災保険に特別加入できます。

＜問い合わせ先＞
鹿児島労働局労働保険徴収室（℡ 099-223-8276）
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

厚生労働省HP　**https://www.mhlw.go.jp**

労働保険　検索